

## 無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 改正の内容

- 一 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の混信防止機能を定めること。  
(第九条の四関係)
- 二 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。  
(第二十四条関係)
- 三 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線設備の技術基準を定めること。  
(第四十九条の二十七関係)
- 四 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めること。  
(別表第二号関係)
- 五 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。  
(別表第三号関係)
- 六 その他規定の整備をすること。

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。